作成参考例【解説付】

○　○　区　規　約

○　　○　　区

＜R6.3改訂＞

○　○　区　規　約

第１章　総　則

（目的）

第１条　本区は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　(1) 区域住民の良好な関係を維持発展させるための各種行事の企画及び開催

　(2) 区域内における美化清掃等の環境整備活動

　(3) 集会施設の維持管理

　(4) 道路、水路等の整備

　(5) 区域内住民の相互の連絡

　(6) 防災、防火活動

　(7) その他必要と認める事業

（名称）

第２条　本区は、●●区と称する。

（区域）

第３条　本区は、伊那市●●番●から●●番●までの間の、別表に該当する番地の区域とする。

（主たる事務所の所在地）

第４条　本区の主たる事務所は、伊那市●番に置く。

|  |
| --- |
| 【解説】「本区の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」とすることも可能です。 |

第２章　区　民

（区民）

第５条　本区の区民は、第３条の区域に住所を有する個人とする。

|  |
| --- |
| 【解説】通常、区・自治会等の運営においては１世帯１会員としている団体が多いと思われます。しかし、地縁団体の法人化の制度においては、地方自治法（以下「法」という。）第２６０条の２第２項第３号の定めにより、区民は個人単位とする必要があります。  　　　　なお、区域に住所を有することのほかに、年齢、性別、国籍等の条件を区民の資格として定めることは認められません。 |

（区費）

第６条　区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

（区への加入等）

第７条　第３条の区域に住所を有する個人で、本区へ加入しようとする者は、本区が別に定める入会のための義務を履行しなければならない。

２ 本区の区域内に住所を有する個人から加入の申込みがあった場合には、正当な理由がない限り、加入を拒んではならない。

|  |
| --- |
| 【解説】加入の申込書の様式は、区において自由に定めればよいものです。 |

（脱退等）

第８条 区民は、次の各号のいずれかに該当する場合には、脱退したものとする。

(1) 第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　(2) 本人から、脱退届が提出された場合

２　区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

|  |
| --- |
| 【解説】脱退については、本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解されます。なお、長期に渡る区費の不払いなど、区民としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも可能です。（この場合は慎重な手続き等の下に資格の停止の扱いをすべきと考えられます。） |

第３章 役 員

（役員）

第９条 本区に次の役員を置く。

　(1) 区長　　　　　　　１人

　(2) 区長代理　　　　　１人

　(3) 会計　　　　　　　１人

　(4) 組総代　　　　　　４人

　(5) 公民館分館長　　　１人

　(6) 監事　　　　　　　２人

　(7) 各専門部会長　　　数人

|  |
| --- |
| 【解説】法第２６０条の５において、**「認可地縁団体には、１人の代表者を置かなければならない」**とされているため、代表者（区長）１人を必ず選出する必要があります。 |

（役員の選任）

第１０条 役員は、総会において区民の中から選任する。

２　監事は、区長、区長代理、会計及びその他の役員と、相互に兼ねることができない。

|  |
| --- |
| 【解説】**監事は、**区の事務事業の執行を監査するという役職であることから、区長、副区長、その他の**役員と兼職することは避ける必要があります。** |

（役員の職務）

第１１条 区長は、本区を代表し、区の事務事業を統括する。

２ 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるときは、その職務を代行する。

３ 会計は、本区の会計事務及び、資産、物品等の管理を行う。

４　組総代は、組を代表し、組の業務を取り扱う。

５　公民館分館長は、区の公民館事業及び本館事業の運営に当たる。

６ 監事は、本区の会計及び資産の状況並びに区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査する。

７　各専門部会長は、別に定めるところにより、その専門部会の業務を統括する。

　（役員の任期）

第１２条　役員の任期は、１年とする。ただし、公民館分館長の任期は、２年とする。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任の者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

|  |
| --- |
| 【解説】役員の任期は、法律上特に規定はありません。また、事務執行上の支障が生じないよう、第３項の定めを置くことが望まれます。 |

第４章　総　会

（総会の種類）

第１３条 本区の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第１４条 総会は、区民をもって構成する。

（総会の権能）

第１５条 総会は、この規約に定めるもののほか、総会の付議事項を議決する。

　（総会の開催）

第１６条　通常総会は、毎年４月及び３月に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

　(1) 区長が必要と認めたとき。

　(2) 役員が必要と認めたとき。

　(3) 区民の５分の１以上から、会議の目的とする事項を示して請求があったとき。

|  |
| --- |
| 【解説】**総会は、少なくとも毎年１回開催する必要があります。法第２６０条の４の規定により、**財産目録を、３月までに作成する必要があることから、総会についても決算終了後３月までに開催し、財産目録を含む決算の承認を受ける必要があります。 |

　（総会の招集）

第１７条　総会は、区長が招集する。

２　区長は、前条第２項第３号の規定により請求があったときは、その請求があった日から３０日以内に、総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

|  |
| --- |
| 【解説】第３項については、法第２６０条の１５の規定により「少なくとも５日前までに」通知を行う必要があります。 |

　（総会の議長等）

第１８条　総会の議長及び副議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

　（総会の定足数）

第１９条　総会は、区民の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

２　前項の規定にかかわらず、この規約の変更、役員改選、資産の処分、区の解散及び残余財産の処分以外の事項についての総会は、各世帯の代表者の２分の１以上の出席をもって、成立するものとする。

　（総会の議決）

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（区民の表決権）

第２１条　総会においては、各区民が１票の表決権を有する。

２　第１９条第２項に規定する総会においては、前項の規定にかかわらず、世帯員からの委任を受けた各世帯の代表者が１票の表決権を有する。

|  |
| --- |
| 【解説】法第２６０条の１８第１項において、会員が各々有する表決権は平等であることが定められていますが、通常、区・自治会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営を行っている団体が多いものと思われます。そうしたことを勘案して、法同条第３項の定めにより第２項の規定を（特定事項について、世帯の表決権を１票とすること）を設けることが可能となっています。  　　　　しかし、第１９条第２項の例外事項と同様に、**規約の変更、役員の選任、財産処分、会の解散の議決のような重要事項については認められないと解されます。** |

　（総会の書面表決権等）

第２２条　やむを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決に参加し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

|  |
| --- |
| 【解説】第１９条、第２０条に定めた定足数及び**議決に要する区民数については**、本条の定めにより、**書面表決を行った区民の数及び委任により代理行使を行った区民の数をこれに含める必要があります。** |

　（総会の議事録）

第２３条　総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(1) 日時及び場所

　(2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

　(3) 開催目的、審議事項及び決議事項

　(4) 議事の経過の概要及びその結果

　(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、その総会において選任された正副議長及び議事録署名人２人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第５章　役員会

　（役員会の構成）

第２４条　役員会は、第９条に規定する役員から監事を除いて構成する。

　（役員会の機能）

第２５条　役員会は、必要事項を総会に付議し、次の事項の運営及び執行に当たる。

(1) 本区の運営に関する事項

　(2) 総会で議決した事業等の執行に関する事項

　(3) 総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

　(4) その他区長が必要と認めた事項

|  |
| --- |
| 【解説】地縁団体の**最高意思決定機関は総会ですが**、総会を度々招集することは実際には困難であることから、役員会において**実務上の執行に関する事項等を決定することが、運営上適当と考えられます。**  なお、区の事務事業の執行を監査する職務上、**監事は役員会の構成員にはなれません**（表決権等をもつことはできない。）が、役員会に出席することはできると考えられます。 |

　（役員会の招集等）

第２６条　役員会は、区長が必要に応じて招集する。

２　区長は、役員の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から３０日以内に役員会を招集しなければならない。

３　区長は、役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

　（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、区長がこれに当たる。

　（役員会の定足数等）

第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

　　　第６章　資産及び会計

　（資産の構成）

第２９条　本区の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

　(1) 別に定める財産目録の資産

　(2) 特別会計の預金

　(3) 区費

　(4) 活動に伴う収入

　(5) 資産から生じる収入

　(6) その他の収入

|  |
| --- |
| 【解説】財産目録は、法第２６０条の４の規定により、設立時及び毎年３月までに作成することとなっています。 |

（資産の管理）

第３０条 資産は、区長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

（財産の処分）

第３１条　財産目録に掲げる財産については、総会において出席者の４分の３以上の賛成による議決を得てこれを処分し又は担保に供することができる。

　（経費の支出）

第３２条　本区の経費は、資産をもって支払う。

　（事業計画及び予算）

第３３条　本区の事業計画及び予算は、区長が作成し、役員会に諮り、毎事業年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、予算が総会において議決するまでの間は、区長において前年度の予算を基準として、収入及び支出をすることができる。

|  |
| --- |
| 【解説】通常総会は、年度終了後３か月以内に行っている団体が多いと考えられ、第１６条第１項も４月に総会を開催するよう定めています。したがって、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないことになりますので、第３３条第２項のように定めておくことが、実務上適当であると考えられます。 |

（事業報告及び決算）

第３４条　本区の事業報告及び決算は、区長が作成し、監事の会計監査を経て毎会計年度終了後３か月以内に、総会の承認を受けなければならない。

　（会計年度）

第３５条　本区の会計年度は、毎年４月１日に始まり３月３１日に終わる。

　　　第７章　規約の変更及び解散

　（規約の変更）

第３６条　この規約は、総会において全区民の４分の３以上の同意を得て、かつ、伊那市長の認可を受けなければ変更することができない。

|  |
| --- |
| 【解説】本条は、法第２６０条の３の規定によるものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、市町村長の認可を受けなければ、変更の効力を認められないものとなっています。 |

　（解散）

第３７条　本区は、地方自治法第２６０条の２０に規定する事由が生じたときは、解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、全区民の４分の３以上の賛成を得なければならない。

|  |
| --- |
| 【解説】本条は、２６０条の２０及び第２６０条の２１に基づくものであり、①破産、②認可の取消し、③全区民の４分の３以上の同意による総会の決議、④構成員が欠けた場合に、当該認可地縁団体は解散することになります。なお、その他の解散事由を規約に定めることも可能です。 |

　（残余財産の処分）

第３８条　本区の解散の際に有する残余財産は、総会において全区民の４分の３以上の賛成を得て決議し、本区と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

|  |
| --- |
| 【解説】本条は、法第２６０条の３１に基づくものです。解散した認可地縁団体の財産について、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみて適当ではありませんので、類似の目的を有する法人等に帰属させることが適当であると考えられます。 |

　　　第８章　雑則

　（備え付け帳簿及び書類）

第３９条　本区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録、資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

　（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

|  |
| --- |
| 【解説】規約の施行に関し必要な事項は、細則として役員会等において別途定めることが適当と考えられます。 |

　附　則

１　この規約は、伊那市長の認可のあった日（令和　　年　　月　　日。以下「認可の日」という。）から施行する。

２　本区の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本区の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、認可の日から、その年度の３月３１日までとする。

|  |
| --- |
| 【解説】附則第１項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第２項、第３項を定めることが適当です。 |